

KPMG Japan Tax Newsletter

6 March 2025

2025年度税制改正法案 基礎控除の引上げに係る修正案

I. 修正案の概要	2
II. 適用時期.....	3
III. その他留意事項.....	3

2025年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、人的控除等の見直し（基礎控除の引上げ、給与所得控除の引上げ、特定親族特別控除の創設等）が行われる予定です。(*)

この見直しのうち、いわゆる103万円の壁（所得税の非課税枠）をめぐるのは、昨年12月に政府与党（自民党・公明党）が公表した2025年度税制改正大綱において、2025年分の所得税から基礎控除と給与所得控除をそれぞれ10万円ずつ引き上げ、所得税の非課税枠を123万円とする旨が示される一方、政府与党と国民民主党との間でなされた、国民民主党の主張する178万円を目指して2025年から引き上げる旨及びその具体的な実施方法について引き続き関係者間で誠実に協議を進める旨の合意が示されていました。

2月4日、政府与党は所得税の非課税枠を123万円とする税制改正法案（以下、「改正法案」）を国会に提出しましたが、その後も上記の合意を受け、政府与党と国民民主党との間で引き続き所得税の非課税枠について協議が行われました。そして、2月28日、最終合意には至らなかったものの、政府与党は、国民民主党との協議で示した基礎控除の上乗せ特例を追加した修正案（以下、「修正案」）を国会に提出しました。

上記改正法案及び修正案は3月4日に衆議院を通過し、現在参議院で審議中です。

このニュースレターでは、この修正案の概要について解説いたします。

(*) 2025年度税制改正大綱で示された基礎控除の引上げ及びその他の人的控除等に係る改正案の概要については、2024年12月26日発行のTax Newsletter [「2025年度税制改正大綱」](#)をご覧ください。

I. 修正案の概要

基礎控除については、その額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題への対応として、上昇傾向にある物価動向を踏まえ、改正法案では、合計所得金額が**2,350万円**以下である個人の控除額が現行法の**48万円**から**10万円**引き上げられ、**58万円**とされていました。（この引き上げは、**2025年分以降**の所得税について適用されます。）

修正案では、改正法案で示された基礎控除額に一定額を上乗せする特例が追加されています。この修正案により、所得税の非課税枠は、改正法案における**123万円**（基礎控除額**58万円**＋給与所得控除額**65万円**）から**160万円**（基礎控除額**95万円**＋給与所得控除額**65万円**）に引き上げられることになります。

1. 2025年分及び2026年分の措置

物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、中所得層を含めた税負担軽減措置として、合計所得金額が**655万円**以下（給与所得のみの場合、給与収入**850万円**以下に相当）の場合の基礎控除額は、下表のとおり、改正法案における基礎控除額**58万円**と修正案における上乗せ額（合計所得金額に応じ、**37万円～5万円**）との合計額とされます。

合計所得金額	基礎控除額			
	現行法	改正案		
		改正法案 (a)	修正案 (上乗せ特例) (b)	合計 (a+b)
132万円以下	48万円	58万円	37万円	95万円
132万円超336万円以下			30万円	88万円
336万円超489万円以下			10万円	68万円
489万円超655万円以下			5万円	63万円
655万円超2,350万円以下		48万円	0円	58万円
2,350万円超2,400万円以下				48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円	32万円		32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円	16万円		16万円
2,500万円超	0円	0円		0円

2. 2027年分以後の措置

2027年分以後は、低所得者層の税負担に配慮し、合計所得金額が**132万円以下**（給与所得のみの場合、給与収入**200万円以下**に相当）の場合に限り、修正案における上乗せ特例が維持され、基礎控除額は**95万円**とされます。

合計所得金額	基礎控除額			
	現行法	改正案		
		改正法案 (a)	修正案 (上乗せ特例) (b)	合計 (a+b)
132万円以下	48万円	58万円	37万円	95万円
132万円超2,350万円以下			0円	58万円
2,350万円超2,400万円以下		48万円		48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円	32万円		32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円	16万円		16万円
2,500万円超	0円	0円	0円	0円

II. 適用時期

この改正は、**2025年分以後の所得税**について適用されます。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、**2026年1月1日以後**に支払うべき給与等又は公的年金等について適用されます。

また、給与所得者については**2025年分の年末調整**（**2025年中に支払うべき給与等**でその最後に支払をする日が同年**12月1日以後**であるもの）において適用できることとされます。

III. その他留意事項

上記の改正に伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置が講じられます。

また、各種所得の課税の在り方及び各種控除の在り方を見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討するにあたっては、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的な方向性が、附則に明記されることとなりました。

なお、個人住民税については、**2025年度税制改正大綱**において基礎控除を引き上げることとされておらず、現行の最高額**43万円**（合計所得金額**2,400万円以下**の場合）から変更されない予定です。

KPMG税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

名古屋ビルディング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL: 075-353-1270

FAX: 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.